

総入場料算定基準額の運用基準

2024年4月以降の総入場料算定基準額の算出方法は、以下のとおりです。

総入場料算定基準額は、使用料規程第2章第1節演奏等「1上演形式による演奏、2演奏会における演奏、3演奏会以外の催物における演奏の備考」に規定されており、使用料算定に必要となるものです。

1 上演形式による演奏

総入場料算定基準額
入場料 × 定員数 × 80%

2 演奏会における演奏

期間	入場料 × 定員数	総入場料算定基準額
2021年4月1日から 2024年3月31日まで	3,000万円まで	入場料 × 定員数 × 80%
	3,000万円を超える場合	(3,000万円を超える額 × 30%) + 2,400万円
2024年4月1日から	5,000万円まで	入場料 × 定員数 × 80%
	5,000万円を超える場合	(5,000万円を超える額 × 55%) + 4,000万円

3 演奏会以外の催物における演奏

(1)レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏

期間	入場料 × 定員数	総入場料算定基準額
2021年4月1日から 2024年3月31日まで	400万円まで	入場料 × 定員数 × 80%
	400万円を超えて 800万円までの場合	(400万円を超える額 × 50%) + 320万円
	800万円を超える場合	(800万円を超える額 × 20%) + 520万円
2024年4月1日から 2027年3月31日まで	400万円まで	入場料 × 定員数 × 80%
	400万円を超えて 800万円までの場合	(400万円を超える額 × 55%) + 320万円
	800万円を超える場合	(800万円を超える額 × 25%) + 540万円
2027年4月1日から 2030年3月31日まで	400万円まで	入場料 × 定員数 × 80%
	400万円を超えて 800万円までの場合	(400万円を超える額 × 60%) + 320万円
	800万円を超える場合	(800万円を超える額 × 30%) + 560万円

※年間の包括的利用許諾契約を締結する場合は、以下のとおりです。

1 上演形式による演奏

総入場料算定基準額
入場料 × 定員数 × 80%

2 演奏会における演奏

期間	入場料 × 定員数	総入場料算定基準額
2021年4月1日から 2024年3月31日まで	3,000万円まで	入場料 × 定員数 × 50%
	3,000万円を超える場合	(3,000万円を超える額 × 25%) + 1,500万円
2024年4月1日から	5,000万円まで	入場料 × 定員数 × 50%
	5,000万円を超える場合	(5,000万円を超える額 × 30%) + 2,500万円

3 演奏会以外の催物における演奏

(1)レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏

期間	入場料 × 定員数	総入場料算定基準額
2021年4月1日から 2024年3月31日まで	400万円まで	入場料 × 定員数 × 50%
	400万円を超えて 800万円までの場合	(400万円を超える額 × 35%) + 200万円
	800万円を超える場合	(800万円を超える額 × 15%) + 340万円
2024年4月1日から 2027年3月31日まで	400万円まで	入場料 × 定員数 × 50%
	400万円を超えて 800万円までの場合	(400万円を超える額 × 40%) + 200万円
	800万円を超える場合	(800万円を超える額 × 20%) + 360万円
2027年4月1日から 2030年3月31日まで	400万円まで	入場料 × 定員数 × 50%
	400万円を超えて 800万円までの場合	(400万円を超える額 × 45%) + 200万円
	800万円を超える場合	(800万円を超える額 × 25%) + 380万円